

渡航自粛要請措置等解除後の北朝鮮訪問記

水島, 玲央
九州大学韓国研究センター : 講師

<https://doi.org/10.15017/2186160>

出版情報 : 韓国研究センター年報. 15, pp.81-91, 2015-03-31. Research Center for Korean Studies, Kyushu University
バージョン :
権利関係 :

渡航自粛要請措置等解除後の北朝鮮訪問記

水島玲央（九州大学韓国研究センター講師（研究機関研究員））

1. はじめに

北朝鮮こと朝鮮民主主義人民共和国は、「コリアン・スタディーズ」に携わる者にとってもっとも大きな関門のひとつかもしれない。朝鮮半島について研究する以上、北朝鮮についても実際に渡航し、自分自身の目で確認する必要があるが、高額な旅費、観光中のさまざまな制限、そしてなにより渡航して無事に帰ってこられるかといった不安感など、マイナス要素が多いため、なかなかその一歩を踏み出すことが難しい。

筆者もこれまで、長きにわたって韓国生活を経験してきたが、北朝鮮に行く機会はこれまで一度もなかった。そうしたなか、北朝鮮に一度も行ったことがないことに、何か負い目を感じるようになっていった。北朝鮮に実際に渡航して自らの目で確認することが、避けては通れない「責務」のように感じられたからである。果たしてこれでよいのだろうか、毎日のように自問自答をする日々が続いた。

そうしたなか2014年5月に、元プロレスラーで参議院議員のアントニオ猪木氏が、8月に北朝鮮でプロレスを開催するというニュースが入ってきた¹⁾。いろいろと調べてみると、日本からもツアーで北朝鮮に渡航して観戦することができるという²⁾。北朝鮮でのプロレスといえば、猪木氏がまだ現役で活躍していた1995年4月29日の大会を最後に行われていないため、実に19年ぶりの開催となる。元来、プロレスファンである筆者にとっては、北朝鮮に渡航できるうえにプロレスまで観られることになり、絶好のチャンスである。これを逃したら次にいつ北朝鮮でプロレスが行われるかわからないし、政情の変わりやすい北朝鮮にはいつ行けるかわからない³⁾。行くなら今しかない。こうして北朝鮮渡航への準備ははじまったのであった。

2. 渡航にあたり

いざ北朝鮮渡航の準備をはじめると、周囲の人々からさまざまな心配の声をかけられた。そのなかでも一番多かったのが、やはり「北朝鮮に行きたくても行けないのではないか」といった内容であり、会う人会う人から何度も同じ質問をされたため、いったん決意した北朝鮮渡航への気持ちがそのたびに萎えそうになった。

実際に、北朝鮮旅行を扱うある旅行社のサイトのFAQでは、「拉致されたりしませんか?」という質問に対し、「大丈夫です。全員無事に帰国しています」という答えが書かれており、やはり北朝鮮渡航において最大の心配事であることが窺える⁴⁾。

1) 「アントニオ猪木氏、北朝鮮でプロレス開催へ 8月末に平壤で」 The Huffington Post, 2014年5月19日, http://www.huffingtonpost.jp/2014/05/18/inoki_n_5349510.html (検索日: 2015.1.10.)

2) 「一般人も渡航OK! 猪木氏の「平壤プロレス観戦イベント」観戦ツアーは25万円」東京スポーツ, 2014年7月9日, <http://www.tokyo-sports.co.jp/nonsec/social/287785/> (検索日: 2015.1.10.) だが実際にはツアー代金は諸費用もいれると27万円以上した。

3) 実際に北朝鮮はその後、2014年10月24日から、エボラ出血熱の国内への流入を防ぐため、外国人観光客の入国を禁止している。「北朝鮮、エボラ恐れて国境閉鎖—旅行者の入国禁止」 The Wall Street Journal, 2014年10月24日, <http://jp.wsj.com/articles/SB11499184523007913522904580233951161663736> (検索日: 2015.1.30.)

確かに、一般的に「北朝鮮」といって思いつくのは、強大な独裁体制、核開発、日本人拉致問題、飢餓といったマイナス要素ばかりであり、これらを払拭してなお余る魅力的な要素があるかといえば、皆目見当がつかなかった。そこで渡航にあたり、まずは北朝鮮の情報を十分に収集することから始めた。

考えてみれば、北朝鮮でなくとも、海外旅行をするにあたって現地の情報を収集するのは当然のことである。あらかじめ安全情報を集めておくことで、未然にトラブルを防ぐことができるし、また事前に観光情報を調べることで、それぞれの観光名所に対してより印象深い訪問となるからである。具体的には、第一に北朝鮮の専門家に相談し、第二に日本で入手できる安全情報を分析し、第三に有意義な観光をするために観光名所の下調べを行うことにした。

まず北朝鮮の専門家についてであるが、幸いにも渡航前の6月に、小此木政夫慶應義塾大学名誉教授（国際政治学）と三村光弘環日本海経済研究所調査研究部長（北朝鮮法）に御会いする機会があったので、その際に北朝鮮訪問についていろいろと質問をさせていただいた。

小此木氏は、御自身の北朝鮮滞在などの体験談を聴かせて下さりながらも、次のように述べられた。まず米国籍者など特定の国籍の者に対しては恣意的な拘束があるかもしれないので注意する必要があるということと、観光内容と比べると費用が非常に高額であるとのことであった⁵⁾。

一方、三村氏によれば、2014年7月から日本による渡航自粛要請措置等が解除されるため、北朝鮮に渡航するのであればよいタイミングであるとし、また特定の国籍者を恣意的に拘束することはないであろうと、小此木氏とは見解を異にされた⁶⁾。

したがってこれらの北朝鮮専門家の意見から、次のように集約できよう：

- ①今が北朝鮮に渡航するよいタイミングではあるが、高額な旅費に見合うほどの価値があるかどうかは疑問である。
- ②特定の国籍者に対して恣意的な拘束があるかどうかについては、専門家によって意見が異なるため、あくまでも自己責任で行動する必要がある。

次に、これらの専門家の意見をもとに自分でさらに安全情報の分析を行った。小此木氏が指摘するように、2014年6月当時は、3人のアメリカ人が北朝鮮に拘束されていた。韓国系アメリカ人のケネス・ペ氏は、2012年12月に、北朝鮮にとって敏感となる動画を所持していたとして拘束され⁷⁾、国家転覆陰謀罪であるとして⁸⁾ 15年の労働教化刑が宣告された⁹⁾。

マシュー・トッド・ミラー氏は2014年4月に北朝鮮に入国するや、観光ビザを破り捨てて亡命を申請したとして拘束され¹⁰⁾、「敵対行為」の罪で6年の労働教化刑が宣告された¹¹⁾。

4) 「北朝鮮旅行のFAQ」スリーオーセブンインターナショナル、http://www.307.co.jp/northkorea/about/nko_faq.html（検索日：2015.1.11.）；他の北朝鮮旅行記でも、北朝鮮旅行を扱う旅行社のこうしたQ&Aを紹介している。（鄭銀淑編『ドキドキ半島コリア探検』（光文社・2002）19頁参照）。

5) 2014年6月11日に小此木氏が福岡に来られた際に相談した。

6) 2014年6月14日に明治大学で開催された韓・朝鮮半島と法研究会のあとに相談した。

7) 「北朝鮮、旅行会社の韓国系米国人を拘束」中央日報、2012年12月22日、<http://japanese.joins.com/article/411/165411.html?servcode=500§code=500>（検索日：2015.1.12.）

8) 罪名については資料によってばらつきがあるが、ここでは「北教化所収監のケネス・ペさん、断髪して一日8時間労働」中央日報、2013年7月4日、<http://japanese.joins.com/article/468/173468.html?servcode=500§code=500>（検索日：2014.1.30.）を参照した。

9) 「北朝鮮、韓国系米国人ペ・ジュンホさんに15年の労働教化刑」中央日報、2013年5月2日、<http://japanese.joins.com/article/140/171140.html?servcode=500§code=500>（検索日：2015.1.12.）

そしてジェフリー・ファウル氏は、2014年5月に、滞在先に聖書を置いて行ったという理由で拘束された¹²⁾。またかつては日本人でも、北朝鮮渡航中に拘束された事例がある。日本経済新聞の記者であった杉嶋岑氏が、北朝鮮に渡航するたびに写真やビデオを公安に提供していたとして、最後に北朝鮮を訪問した際に拘束され、1999年12月から2002年2月まで抑留された¹³⁾。

これらの外国人旅行者に対する北朝鮮による拘束の事例をみると、罪名が「敵対行為」や「国家転覆陰謀罪」など曖昧なうえに、拘束された者の行為が当該犯罪の構成要件に本当に該当するののかも定かではないため、小此木氏のいうように「恣意的な拘束」とみることもできよう。

だがしかし、北朝鮮に拘束された外国人旅行者をみると、ほとんどのケースにおいて北朝鮮当局にとって「不都合な」行動をとったこととされているため、北朝鮮の法令を遵守し、イレギュラーな行動をとって現地のガイドを困惑させるようなことさえしなければ、拘束される可能性は低いといえるのではないだろうか。

そもそも、ひとりの人間を拘束するとなると、当然「コスト」が発生する。高いコストをかけて拘束する以上、外交上のカードなど何らかの「ベネフィット」がなければ全く意味をなさないが、何の取り柄もない筆者を拘束したところで北朝鮮にそのようなベネフィットが見込まれるとは全く思えなかった。まして日本人拉致問題が解決できずにいる現在、国際社会の世論を向こうに回してまで、新たに日本人を理由なく拘束するとは考えにくい。

そのうえ今回の北朝鮮でのプロレスは、既に3人のアメリカ人が拘束されているにも関わらず、アメリカの旅行社までもがツアーを取り扱っていたため¹⁴⁾、日本以外の国からも多くの観光客が同じ時期に北朝鮮を訪問するであろうと推測できた。したがって外国人旅行者が多ければ多いほど、比較的安全に行ける機会なのではないかと考えた。

さらに日本にとっては意外なことであるが、北朝鮮は2000年に入り多くの西側諸国とも国交を樹立し、現在では既に162カ国と国交を結んでいる¹⁵⁾。そのため、主要な先進国のなかで現在も北朝鮮と国交がないのは、日本と米国そしてフランスくらいとなっている。

こうした点を勘案してみて、少なくとも今回、北朝鮮に渡航したからといって拘束される可能性は低いであろうと判断するに至り、思い切って旅行社に申し込んだ。

北朝鮮に渡航する方法として、日本の旅行社で北朝鮮のビザを手配する方法と、中国の旅行社でビザを手配する方法がある。前者は日本語が通じるうえ取引はすべて日本で行うため比較的安心であるが、費用が約27万円もするなどの短所がある。後者は日本でビザを手配するよりも旅費を安く抑えることができるという長所がある一方、日本の旅行社と比べたら日本語で取引がスムーズに行えるのだろうかという不安感（大丈夫だとは思いますが）、前日に経由地の中国で宿泊する必要があるなどの短所がある。今回は初めての訪朝ということもあり、日本の中外旅行社のツアーを利用することにした。

そして現地の観光名所を事前に調べた。日本とは国交がなく、旅行者もあまり多くないからか、北朝鮮を扱ったガイドブックは非常に限られている。『地球の歩き方』も北朝鮮については取り扱っておらず、日本で刊行され

10) 「北朝鮮、米国人男性を拘束」CNN.co.jp, 2014年4月26日, <http://www.cnn.co.jp/usa/35047157.html> (検索日: 2015.1.12.)

11) 「北朝鮮、米国人 M. ミラー氏に労働教化6年の刑」AFPBB News, 2014年9月15日, <http://www.afpbb.com/articles/-/3025935> (検索日: 2015.1.12.)

12) 「北朝鮮、拘束中の米国人ジェフリー・ファウルさん解放」中央日報, 2014年10月22日, <http://japanese.joins.com/article/660/191660.html?servcode=500§code=500> (検索日: 2015.1.12.) なおその後、拘束されていた3名の米国人はすべて解放されている。

13) 杉嶋岑『北朝鮮抑留記 わが闘争二年二カ月』(草思社・2011) 15-28頁参照。

14) “Pro Wrestling and Diplomacy in Pyongyang with Antonio Inoki”, Uri Tours, <http://uritours.com/blog/entry/pro-wrestling-and-diplomacy-in-pyongyang> (retrieved: 2015.1.12.)

15) 「北朝鮮 (North Korea) 基礎データ」外務省, http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/n_korea/data.html (検索日: 2015.1.12.)

ているものは、『朝鮮 魅力の旅 改訂版』（朝鮮新報社・2012年）のみであった。それとツアーに申し込んだ際に北朝鮮の観光名所を紹介した小冊子『朝鮮の旅』が送られてきたので、それらの情報に目を通すことにした。



写真1：平壤行きの高麗航空（北京にて）

3. 平壤の現在

今回のツアーは、東京・名古屋・大阪のいずれかの都市から出発し、北京ですべてのツアー客が合流して平壤に向かうという行程であった。そこでまず、福岡から日本の出発都市まで移動する必要があった。そのため「福岡→東京→北京→平壤→北京→東京→福岡」という、壮大な遠回りを強いられることになった。福岡からソウルなら1時間半ほどで行けることを考えると、あらためて北朝鮮が「近くて遠い国」であることを実感せざるをえなかった。ツアー客の顔ぶれをみると、40代以上の男性が圧倒的に多く、プロレスファン以外の者も多く参加していたように思われる。

北京空港で乗り換えた高麗航空機はロシア製のツポレフ Tu-204-300と、高麗航空が所有する機材のなかでは比較的新しいものであった¹⁶⁾（8月29日）。搭乗客は我々日本人ツアー客以外にも、中国遠征からの帰りと思われる北朝鮮のスポーツ選手のような女性たちが多く搭乗しており、満席であった。

高麗航空の機内食はインターネット上では散々な評価をされているが¹⁷⁾、実際に食べてみるとなかなかの美味であり、近距離国際線では機内食が簡素化された航空会社も多い今日、高麗航空のみが特段に粗悪だとは思えなかった。食糧不足に喘いでいるといわれる北朝鮮であるが、滞在中に出された食事はどれもすべて衛生的で美味しく、外国人観光客に対する彼等なりのホスピタリティーの気持ちが十分に感じられた。

途中、飛行機が鴨緑江を越える際に機内アナウンスが流れたため、上空から見える北朝鮮の大地に目を凝らして眺める。事前に調べた情報では、地方では「延々と赤茶けた田畑が続く¹⁸⁾」とされていたが、実際に自分の目で見た限りでは、他の国の風景とさして大きな違いがあるようにもみえず、平壤郊外の順安国際空港が近づき機

16) 比較的新しいとはいっても、この日に乗った Tu-204-300 の P-632 という機体は、1993年に製造されたが14年間売れなかったものを高麗航空が2007年に購入したといわれているため、厳密には新しいとはいえないかもしれない。（「世界の飛行機」、月刊エアライン、通巻424号（2014.10.）93頁参照。）

17) 「北朝鮮高麗航空の機内食、「世界最低レベル」評価」中央日報、2012年10月18日、http://japanese.joins.com/article/516/161516.html?ser_vcode=500§code=500（検索日：2015.1.13.）

18) 保田剛「北朝鮮憲法を読む 知られざる隣国の法律」（リイド社・2003）10頁。

体が高度を下げると、眩しいほどの緑が広がっていた。

順安国際空港に到着し、タラップで機体の外に降り北朝鮮への第一歩を踏みしめた。空港は大規模な改修工事中だったようで、高麗航空機はターミナルから遠く離れた第二滑走路脇に駐機し、バスでターミナルまで移動した。金日成主席の肖像画が掲げられた独特なターミナルは既に取り壊されており、現代風のシルバーメタリックでガラス張りの新ターミナルが建設中であった。今回利用したターミナルは暫定的なものなのか、学校の体育館ほどの大きさの1階建ての建物であり、入国手続も出国手続もすべて同じフロアで行われていた。

以前は韓国製品の持ち込みが厳しく禁止されていたようなので¹⁹⁾、なるべく韓国製品を持ち込まないよう細心の注意を払ったが、なぜか税関検査場で引っかかったのは、旅行社から配布された『朝鮮の旅』という観光冊子であった。税関職員は冊子を取り上げてどこかに行き、上司と相談してから返却してくれたが、他のツアー客も全員持っているはずの冊子に目をつけられ、「国家転覆陰謀」や「敵対行為」の容疑をかけられ拘束されてしまうのではないかと、入国早々に戦慄を覚えた。

バスで平壤市内に向かう途中、郊外では自転車を利用する市民が多く見受けられた。日差しが強いのか、男性は皆真っ黒に日焼けしており、若い女性は日傘を差している者が多かったのが印象的であった。平壤郊外の雰囲気はどこか中国の東北部のようであり、同じ倍達民族が統治する韓国とはそれぞれ全く異なる発展を遂げてきたことが、入国して数時間のうちにはっきりと感じられた。

やがて平壤市内に入ると、ちょうど帰宅ラッシュの時間帯であったからか、多くの平壤市民の帰宅する姿があった。実際に行ってみるまではほとんど車もないのだろうと思っていたが²⁰⁾、街を走る車の数は想像以上に多く、色鮮やかなタクシーまでみられた。少なくとも平壤市内をみた限りでは、経済制裁を受けて困窮しているようにはとてもみえなかった。だが現在でも電力は不足しているようで、羊角島ホテルの最上階のレストランから見下ろした平壤の夜景は、主体思想塔を除いて街の灯はまばらであり、平壤滞在中にも食事の最中に停電したことがあった。



写真2：平壤市民の帰宅風景

19) 重村智計『最新・北朝鮮データブック』（講談社・2002）180頁参照。

20) たとえば保田剛氏によれば、北朝鮮では車そのものの数が少ないせいとか、ある脱北者は北朝鮮が右側通行か左側通行かを答えられなかったとしている。（保田、前掲、182頁参照。）

翌日（8月30日）から平壤市内の観光を行った。人民大学習堂、万寿台、万景台、平壤地下鉄、凱旋門、金日成広場などを回る。バスが大同江を渡る際に、ガイドがプエプロ号事件の説明をした。そのとき、朝鮮戦争についても言及したが、朝鮮戦争の勃発の経緯が、アメリカによって引き起こされたと説明していたところに、西側諸国と北朝鮮での歴史認識の違いの大きさを実感した²¹⁾。

平壤の街並みは、インフラがやや老朽化している感はあるものの、アパートには花を飾る世帯もみられるなど、小奇麗に暮らしているようであった。また観光名所にしても、人民大学習堂の正面に金日成広場が広がり、大同江の対岸からは主体思想塔がそびえ立つなど、計画的なまちづくりが展開されているような印象を受けた。

だがこの日で最も異様だったのは、平壤の中学校を見学したことであった。十代の少女たちが、故金日成主席と故金正日総書記を讃える歌や踊りを披露してくれた。本来ならまだ反抗期も終わらないであろう十代の子供たちが、自国の指導者を称賛している姿を目の当たりにし、何か機械のような冷たさをみた気がして、あえて観光コースには入れなくてもよいのではないかとさえ思えた。

次の日（8月31日）は開城と板門店に行った。平壤から開城までは168キロ、開城から板門店までは8キロとなっており、2時間半ほどあれば平壤から韓国との境界線まで行けることになる²²⁾。開城では女性が川で洗濯していたり、牛車が荷物を運んでいたりと、平壤と比べると生活水準に大きな差がみられた。

途中で寄った休憩所では飲食物以外にも民芸品や書籍などが露店で並んでおり、そのなかで目に止まったのは条文が中国語訳された朝鮮民主主義人民共和国憲法の冊子であった。売れ残りらしく古ぼけていたため手にとってみたところ、「2010年発行」となっていた。現行の北朝鮮憲法が2012年に改正されたものであるため、改正前の古いものを販売していることになる。憲法とは本来、「権力者を拘束し、制限する規範」²³⁾であるため、改正前のものが平然と売られているあたり、いかにこの国において憲法が重要視されていないかを象徴しているようであった。



写真3：人民大学習堂から見える金日成広場。大同江の対岸には主体思想塔が立っている。

21) ただし日本の研究者のなかでも、朝鮮戦争開始の経緯を「北朝鮮軍が攻撃してきたという理由で、韓国軍は三八度線をこえて進撃を開始した」と説明する論者もいるなど歴史認識に大きな差がみられる。(遠山茂樹、今井清一、藤原彰『昭和史〔新版〕』(岩波新書・1959)276頁。)

22) 中外旅行社『朝鮮の旅』(中外旅行社・発行年不明)14頁参照。

23) 水島朝穂『憲法「私」論』(小学館・2006)249頁。



写真4：川で洗濯をする女性（開城にて）

最終日（9月1日）はホテルで朝食をとってすぐに空港へと向かった。出国手続を終えて、あとは飛行機に搭乗するだけであったが、最後まで気を抜くことは許されない。朝鮮戦争に参戦したことを理由に拘束された²⁴⁾メリル・ニューマン氏のように、既に帰国便に搭乗していたところを機外に降ろされた事例があるからである²⁵⁾。搭乗機の扉が閉まり、タキシングが始まってようやく、安堵の溜息をつくことができた。

4. 現地でのプロレス

1995年4月以来、北朝鮮では長きにわたってプロレスが行われてこなかったが、日本のプロレス界は朝鮮半島と非常に深い関係がある。

そもそも日本のプロレス界の父である力道山氏は、現在の北朝鮮の領域である咸鏡南道出身であると言われており、力道山氏の弟子にあたる大木金太郎こと金一氏は、ジャイアント馬場氏やアントニオ猪木氏と並んで日本で活躍したあと、韓国に帰国して母国でも成功を収めている²⁶⁾。

また日本のプロレスの黎明期に、「東亜プロレスリング協会」を旗揚げした社長兼エースの大同山又道こと高太文氏は、その後北朝鮮に渡って北朝鮮の柔道界の創始者になったとされている²⁷⁾。現在では否定されているもの²⁸⁾、高太文氏の娘が高英姫氏、つまり現在の金正恩第一書記の母親にあたるのではないかとする見方もあった²⁹⁾。

24) 「北朝鮮、85歳の米退役軍人の拘束を発表 観光ツアーで訪朝」 AFPBB News, 2013年11月30日, <http://www.afpbbs.com/articles/-/3004233> (検索日: 2015.1.12.)

25) 「北朝鮮、米国人男性の拘束認める = 米国防省」 REUTERS, 2013年11月23日, <http://jp.reuters.com/article/topNews/idJPTYE9AL09O20131122> (検索日: 2015.1.12.)

26) 大木金太郎『自伝大木金太郎 伝説のバッチギ王』（講談社・2006）280-283頁参照。

27) 柳澤健『完本1979年のアントニオ猪木』（文藝春秋・2009）338頁参照。

28) “국정원, ‘고춘행≠고영희’ 거듭 확인”, Daily NK, 2006년 12월 22일, <http://www.dailynk.com/korean/read.php?cataId=nk09000&num=34834> (검색일: 2015.1.12.)

29) 柳澤氏は、「北朝鮮が作り上げたプロレス的フィクションにすぎないのかもしれない」（338頁）として真偽については断言していないが、高太文氏の娘であるというストーリーを紹介している（柳澤、前掲）。

現地のガイドの話では、猪木氏は1995年4月に平壤で行われた大会において、引退試合を行ったと説明していた。だが実際には猪木氏はそれから3年後の1998年4月の東京ドーム大会でドン・フライ戦を最後に引退したことから、ガイドのこの説明は正確ではない。あるいは平壤市民の間では猪木氏が平壤で引退したことになっているのだろうか。

1995年に開催されたときは、メインイベントがアントニオ猪木対元NWA世界ヘビー級チャンピオンのリック・フレアー戦となることが早々発表されていた。超大国アメリカの物質主義を象徴するかのような派手なガウンをまとって登場する元チャンピオンに対して、祖国の英雄である力道山氏の弟子にあたる猪木氏が立ち向かうという構図は、かつて街頭テレビの時代にアメリカ人選手を空手チョップで倒して日本のファンを熱狂させた力道山氏に対するオマージュだったのだろうか³⁰⁾。

それから19年経った今回、平壤市民にどのようなプロレスを提供するのか興味深かったが、直前になるまでメインイベントはおろか、参加選手さえ明らかにされなかった。前回はメーデー・スタジアムで開催され19万人の観客を収容したのに対して、今回は1万5000人で満員となる柳京鄭周永体育館で行われるなど、明らかにスケールダウンしていた。

今回のプロレスは、8月30日と31日の二夜にわたって行われた。開催のスクリーンに上映されたビデオには、やはり「祖国の英雄」である力道山氏の姿が映し出された。猪木氏による開催であったため、出場選手はIGF(イノキ・ゲノム・フェデレーション)というプロレス団体所属の選手が大部分であった。IGFは従来のプロレス団体と比べて、総合格闘技出身の選手が多く参戦している点に特徴があるため、純粋なプロレスとも総合格闘技ともつかないその独特なスタイルが、果たして平壤の人々に受け入れられるか当初は疑問であったが、覆面レスラーや女子レスラーの華麗な技に声援を送るなど、平壤の観衆からもリアクションがあり、それなりに楽しんでいるようにみえた。もはや「打倒アメリカ」といった構図に頼らずとも、純粋に競技としてのプロレスを平壤市民が理解できているあたり、北朝鮮社会が19年前よりも確実に成長していることの証なのではないだろうか。北朝鮮社会が決して停滞しているわけではないことを明らかにしたことに、今回のプロレスの最大の意義があったように思われる。

2日間にわたる競技が終わり、北朝鮮の張雄IOC委員による閉幕の挨拶が行われた。張雄氏の後ろでうんざりしたような表情を浮かべるフランスのジェロム・レ・バンナ選手の姿が大型スクリーンに写されると、平壤市民たちは共感を覚えたのか大笑いをしていたのが印象的であった。いわゆる「お偉いさん」の長い挨拶に辟易とするのは、どこの国でも同じなようだ。統治者に対する崇拝が徹底している北朝鮮においてもそうであったとは、意外な一面をみたような気がした。

5. おわりに

こうして、4日間におよぶ北朝鮮訪問は幕を閉じた。終わってみれば、渡航前にいろいろと心配していたことはすべて杞憂となった。よく考えてみると、最初から最後までガイドが完全に同行し、決まったコースを観光するため、よほどイレギュラーな行動を取ってガイドに迷惑をかけたりしない限り、安全は保たれているといえよう。個人で行動することがないため、他国でしばしばみられるような詐欺に遭うこともなければ強盗に出くわす危険性もないからである。したがって北朝鮮に渡航するからといって、それが他国を訪問するよりも危険である

30) 実際に猪木氏は、力道山の望郷の念と果たせなかった夢を自分が果たすことが恩返しであると考えたようである(猪木寛至『アントニオ猪木自伝』(新潮社・2000) 331頁参照)。



写真5：柳京・鄭周永体育館の中央に設置されたリング

とは言い切れないだろう。

北朝鮮に実際に行ってみるまでは、強大な独裁政権の下で抑圧と搾取に苦しみ、飢餓と貧困に喘ぎながら糊口をしのぐ市民の姿をイメージしていたが、滞在中にみた平壤においては、綺麗な所のみ案内されたからに過ぎないからかもしれないが、そうした絶望的なイメージとは異なっていた。平壤市民は、北朝鮮においても非常に恵まれた立場の人々なのだろうが、既存の政治体制のなかでしたたかに、そしてたくましく生きているような印象さえ受けた。

そして滞在中に感じられたこととして、韓国よりもむしろ北朝鮮の方が南北統一を望んでいるようだったということが挙げられる。食堂でBGMとしてかけられていた歌も統一を願うような歌詞のものばかりであったし、ガイドも「高麗民主連邦共和国」案について説明したり、日本語と朝鮮語で「イムジン河」を歌ったりと、韓国の人々以上に朝鮮半島の統一を願う様子が伝わってきた。

今回の訪朝により、マスメディアで報道される内容とは異なる北朝鮮の姿を、自分の目で確認することができたのは、非常に大きな収穫であった。こうして北朝鮮に渡航するという、「コリアン・スタディーズ」に携わる者にとっての、大きな関門をひとつ越えることができたが、今後もまた北朝鮮に行ってみたいかといわれると、あまり肯定的な答えが出せないのが正直なところである。

再訪朝に躊躇する理由として、第一に旅費が非常に高額であるという点である。約27万円という大金があれば、ヨーロッパに行くことができる。EU域内であれば国境さえも自由に行き来できるヨーロッパを差し置いて、同じ金額を支払ってまで北朝鮮を選ぶ者が果たしてどれだけいるだろうか。そして何より決まりきったコースを観光するだけなのであれば、再訪に耐えうるかどうか疑問である。北朝鮮に関心を持ち、行ってみたいと思う日本人は意外と多いと思うので、価格を下げて「薄利多売」とした方が、より多くの旅行客を誘致できるのではないだろうか。

第二に、行動の自由が極めて制限されるという点である。滞在中はすべて決まったコースを見学し、ホテルの外に自由に出ることも制限される。今回の訪朝で泊った羊角島ホテルは大同江の中州に位置するため、地理的にも勝手にホテルの外から遠くには行けないようになっている。また外国人は現地の通貨を持つことができないた

め、気ままに商店に入って買い物をするということさえ認められていない。北朝鮮に関心を持ってやってきた外国人旅行者を過度に警戒することなく、もっと度量の広い姿勢で自由な行動を認めてくれば、外国人旅行者にとっても、より魅力のある渡航先となるにちがいない。

第三に、日本と北朝鮮が現在でも多くの懸案事項を解決できずにいるという点である。2014年7月には日本による北朝鮮への渡航自粛が解除されたが、経済制裁そのものがなくなったわけではなく、北朝鮮との輸出入については現在でも禁止されている³¹⁾。そのため、羽田空港に到着した際、北朝鮮から帰国した者はすべて1箇所の税関検査場に集められ、全員がトランクを開けさせられて北朝鮮から持ち込んだ物がないかどうかチェックされた³²⁾。個人的に購入した土産物ですら原則的には認められないのでは、それだけ旅の楽しみも半減してしまうし、高額な旅費を考えると割に合わなくなってしまう。より有意義な渡航とするには、日本と北朝鮮の関係が改善し、経済制裁が完全に解除されるのを待つほかないだろう。

だが今回の渡航を機に、北朝鮮に対しても少し身近に感じるようになり、研究対象としても大きな関心をもつようになった。韓国のみならず、北朝鮮についても盛んに研究をすることで朝鮮半島に対するさらなる理解を深めていけるのではないだろうか。

いつの日か、日本と北朝鮮の研究者がそれぞれの大学や研究機関を相互に訪問して研究を行ったり、合同学術セミナーのようなものが実現できる日がくることを願いながら、今回の訪朝は無事に終わったのであった。

※本稿は2014年12月5日に行われた九州大学・高麗大学合同韓国学国際学術セミナー（於・九州大学）での報告原稿をまとめたものである。本稿の内容が単なる北朝鮮の「紀行文」のような性質となっていることを御了承願いたい。なお今回の北朝鮮訪問にあたり、快く休暇の取得を認めて下さった中野等センター長と、筆者の北朝鮮訪問に興味を持ち、報告の機会まで与えて下さった松原孝俊前センター長に感謝の意を表する。

参考文献

- ・「アントニオ猪木氏、北朝鮮でプロレス開催へ 8月末に平壤で」The Huffington Post, 2014年5月19日, http://www.huffingtonpost.jp/2014/05/18/inoki_n_5349510.html (検索日: 2015.1.10.)
- ・「一般人も渡航 OK! 猪木氏の「平壤プロレス観戦イベント」観戦ツアーは25万円」東京スポーツ, 2014年7月9日, <http://www.tokyo-sports.co.jp/nonsec/social/287785/> (検索日: 2015.1.10.)
- ・猪木寛至『アントニオ猪木自伝』(新潮社・2000)。
- ・大木金太郎『自伝大木金太郎 伝説のパッチギ王』(講談社・2006)。
- ・「外国為替及び外国貿易法に基づく北朝鮮輸出入禁止措置の継続」経済産業省, http://www.meti.go.jp/policy/external_economy/trade_control/boekikanri/download/seisai/kitachosen/20130405_108_sn.pdf (検索日: 2015.1.12.)
- ・「北朝鮮、エボラ恐れて国境閉鎖—旅行者の入国禁止」The Wall Street Journal, 2014年10月24日, <http://jp.wsj.com/articles/SB11499184523007913522904580233951161663736> (検索日: 2015.1.30.)
- ・「北教化所収監のケネス・ペさん、断髪して一日8時間労働」中央日報, 2013年7月4日, <http://japanese.joins.com/article/468/173468.html?servcode=500§code=500> (検索日: 2014.1.30.)
- ・「北朝鮮、韓国系米国人ベ・ジュンホさんに15年の労働教化刑」中央日報, 2013年5月2日, <http://japanese.joins.com/article/140/171140.html?servcode=500§code=500> (検索日: 2015.1.12.)
- ・「北朝鮮、拘束中の米国人ジェフリー・ファウルさん解放」中央日報, 2014年10月22日, <http://japanese.joins.com/article/660/191660.html?servcode=500§code=500> (検索日: 2015.1.12.)

31) 「外国為替及び外国貿易法に基づく北朝鮮輸出入禁止措置の継続」経済産業省, http://www.meti.go.jp/policy/external_economy/trade_control/boekikanri/download/seisai/kitachosen/20130405_108_sn.pdf (検索日: 2015.1.12.)

32) このときの税関職員は、北朝鮮からの酒や煙草の持ち込みについて、特に目を光らせていたようである。

- ・「北朝鮮、85歳の米退役軍人の拘束を発表 観光ツアーで訪朝」AFPBB News, 2013年11月30日, <http://www.afpbb.com/articles/-/3004233> (検索日: 2015.1.12.)
- ・「北朝鮮、米国人男性の拘束認める = 米国防省」REUTERS, 2013年11月23日, <http://jp.reuters.com/article/topNews/idJPTYE9AL09O20131122> (検索日: 2015.1.12.)
- ・「北朝鮮、米国人男性を拘束」CNN.co.jp, 2014年4月26日, <http://www.cnn.co.jp/usa/35047157.html> (検索日: 2015.1.12.)
- ・「北朝鮮、米国人 M. ミラー氏に労働教化 6 年の刑」AFPBB News, 2014年9月15日, <http://www.afpbb.com/articles/-/3025935> (検索日: 2015.1.12.)
- ・「北朝鮮、旅行会社の韓国系米国人を拘束」中央日報, 2012年12月22日, <http://japanese.joins.com/article/411/165411.html?servcode=500§code=500> (検索日: 2015.1.12.)
- ・「北朝鮮 (North Korea) 基礎データ」外務省, http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/n_korea/data.html (検索日: 2015.1.12.)
- ・「北朝鮮高麗航空の機内食、「世界最低レベル」評価」中央日報, 2012年10月18日, <http://japanese.joins.com/article/516/161516.html?servcode=500§code=500> (検索日: 2015.1.13.)
- ・「北朝鮮旅行の F A Q」スリーオーセブンインターナショナル, http://www.307.co.jp/northkorea/about/nko_faq.html (検索日: 2015.1.11.)
- ・重村智計『最新・北朝鮮データブック』(講談社・2002)。
- ・杉嶋岑『北朝鮮抑留記 わが闘争二年二カ月』(草思社・2011)。
- ・「世界の飛行機」、月刊エアライン、通巻424号 (2014. 10.)。
- ・中外旅行社『朝鮮の旅』(中外旅行社、発行年不明)。
- ・鄭銀淑編『ドキドキ半島コリア探検』(光文社・2002)。
- ・遠山茂樹、今井清一、藤原彰『昭和史 [新版]』(岩波新書・1959)。
- ・水島朝穂『憲法「私」論』(小学館・2006)。
- ・保田剛『北朝鮮憲法を読む 知られざる隣国の法律』(リイド社・2003)。
- ・柳澤健『完本1979年のアントニオ猪木』(文藝春秋・2009)。
- ・“국정원, ‘고춘행 ≠ 고영희’ 거듭 확인”, Daily NK, 2006년 12월 22일, <http://www.dailynk.com/korean/read.php?cataId=nk09000&num=34834> (검색일: 2015.1.12.)
- ・“Pro Wrestling and Diplomacy in Pyongyang with Antonio Inoki”, Uri Tours, <http://uritours.com/blog/entry/pro-wrestling-and-diplomacy-in-pyongyang> (retrieved: 2015.1.12.)